

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度の手引き

I 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度について

1 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けることによりその修学を容易にし、質の高い介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成確保に資することを目的としています。

2 実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

3 貸付条件

(1) 貸付対象者

養成施設等に在学し、卒業後、岩手県内で介護福祉士等としてその業務（5頁<別表1>以下「業務」という。）に従事しようとする者を対象とします。

(2) 貸付期間

原則として、養成施設等に在学する期間とします。

(3) 貸付額

下の金額を上限として貸し付けます。なお、修学資金は養成施設等の授業料、実習費、教材費のほか、参考図書、学用品、交通費等も貸付けの対象とします。

① 月額 50,000 円以内

② 入学準備金 200,000 円以内（初回の月額貸付金に加算します。）

③ 就職準備金 200,000 円以内（最終回の月額貸付金に加算します。）

※すでに就労しており、資格取得後も同一施設で就労し続ける場合には就職活動が発生しないため、貸付けは出来ません。他業種からの転職、他の福祉施設・事業所への転職等を希望する場合には貸付けが可能です。

④ 国家試験受験対策費用 40,000 円以内

※介護福祉士のみを対象で、一年度当たりの金額です。卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者が貸付対象です。（最終回の月額貸付金に加算します。）

⑤ 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として、実施主体が定める額（5頁<別表2>）とします。ただし、貸付け後又は貸付期間中の加算額の見直しは行いません。（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とします。）

(4) 生活費加算の貸付対象者

申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯の世帯員である者とします。（次のいずれかの措置を受けていること）

① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

③ 国民年金法（昭和34年法律第141条）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

- ④ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (5) 貸付金
 - 無利子
- (6) 連帯保証人
 - 連帯保証人が必要です。なお、貸付けを受けようとする者が未成年である場合の保証人は、法定代理人でなければなりません。

4 貸付方法

(1) 貸付契約

修学資金は、県社協会長と貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）との契約により貸し付けます。

(2) 資金の交付

- ① 修学資金（生活費加算含む。）は、4月に4～9月の6箇月分、10月に10～3月の6箇月分の月額貸付金を、借受人が指定する銀行口座に振り込みます。ただし、入学年度の第1回目の資金交付は貸付決定後に行います。
- ② 入学準備金は、初回の月額貸付金と合わせて交付します。
- ③ 就職準備金及び国家試験受験対策費用は、最終回の月額貸付金と合わせて交付します。

5 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されます。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (6) その他、修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

6 貸付けの休止

養成施設等を休学したとき、停学の処分を受けたとき又は留年したときは、休学、停学又は留年した日の翌月から復学又は進級した月までの修学資金の貸付けを休止します。このとき、貸付けを休止した期間の分として既に貸付けを受けた修学資金がある場合は、その修学資金は、復学又は進級した日の翌月以降の分として貸し付けられたものとします。

7 修学資金の返還

(1) 返還しなければならないとき。

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金を返還しなければなりません。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設等を卒業した日から1年以内に、岩手県内で介護福祉士等としてその業務に従事しなかったとき。
- ③ 岩手県内で介護福祉士等としてその業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由による死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(2) 返還の期間及び方法

修学資金を返還しなければならない事由が生じた日の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2.5倍の期間内に、月賦又は半年賦の方法による均等払い又は一括払いにより修学資金を返還しなければなりません。ただし、特別の事情があり上記の期間内に返還を完了することが難しいときには、上記の期間に必要と認められる期間を加えることができます。

(3) 延滞利子

正当な理由がなく、修学資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、返還しなければならない日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額に年5%の割合で計算した額が加算されます。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができます。

8 返還の債務の履行猶予

次のいずれかに該当するときには、その事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
- (2) 岩手県内で介護福祉士等としてその業務に従事しているとき。（「9 返還の債務の免除」(1)の①、②に該当するとき。）
- (3) 養成施設等を卒業した後、さらに他種の養成施設等において修学しているとき。
- (4) 災害、傷病その他やむを得ない事由と認められるとき。

9 返還の債務の免除

(1) 借受人が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全額を免除します。

- ① 介護福祉士修学資金貸付は、養成施設卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録（試験に合格して登録又は期限付き登録）を行い（※1）、岩手県内で介護福祉士としてその業務に就き、引き続き5年間（※2）業務に従事したとき。
- ② 社会福祉士修学資金貸付は、養成施設の卒業年度の翌々年度までに国家試験に合格し、岩手県内で社会福祉士としてその業務に就き、引き続き5年間（※2）業務に従事したとき。
- ③ 返還免除期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（※1） 平成29年度から平成33年度までに養成施設を卒業した者は、卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は介護福祉士となる資格を有するものとされました。このことを受け、当該期間内に卒業した者が介護福祉士修学資金等貸付制度を利用し借入れした場合、介護福祉士となる資格を有する5年間の勤務であっても返還免除対象となります。

（※2）○ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域で業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間となります。

○ 業務従事期間は原則として連続する期間ですが、修学、災害、傷病、育児休業等やむを得ない事由により業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に

従事しているものとみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。

○ ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した期間で返還免除を行う場合は別に免除要件がありますので、相談してください。

- (2) 借受人が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の一部を免除します。
- ① 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
 - ② 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認める場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
 - ③ 岩手県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。

10 届出の義務

次のいずれかに該当するときは、届け出が必要です。なお、(1) から (7) については、借受人が病気その他やむを得ない事情で届け出ができないときは、借受人に代わり連帯保証人が届け出をしなければなりません。また、(8) については、連帯保証人が届け出をしなければなりません。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所又は勤務先に変更があったとき。
- (2) 借受人が休学、復学、転学又は退学したとき。
- (3) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 借受人が留年したとき。
- (5) 借受人が修学資金の貸付けを辞退するとき。
- (6) 借受人が介護福祉士等の業務に従事したとき。
- (7) 借受人が介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき。
- (8) 借受人が死亡したとき。
- (9) 連帯保証人の死亡、破産等により連帯保証人を変更するとき。

<別表 1> 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

<p>1 岩手県内における次の施設、職種での業務</p> <p>(1) 社会福祉士の受験資格の対象となる相談援助の業務</p> <p>昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種</p> <p>(2) 介護福祉士の受験資格の対象となる介護等の業務</p> <p>昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 に定める職種</p> <p>(3) 施設の長の業務</p> <p>昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長</p> <p>2 次の施設における前項 (1) から (3) の職種での業務</p> <p>(1) 国立障害者リハビリテーションセンター</p> <p>(2) 国立児童自立支援施設</p> <p>(3) 国立知的障害児施設 等</p> <p>※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。</p>
--

<別表 2> 生活費加算の基準額 (単位：円)

年齢	級 地 区 分		
	2 級地-1	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	38,290	34,510	32,610
20～40	36,650	33,020	31,210
41～59	34,740	31,310	29,590
60～69	32,850	29,600	27,980
70 歳以上	29,430	26,520	25,510

級地区分	市 町 村 名
2 級地-1	盛岡市
3 級地-1	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市
3 級地-2	上記以外

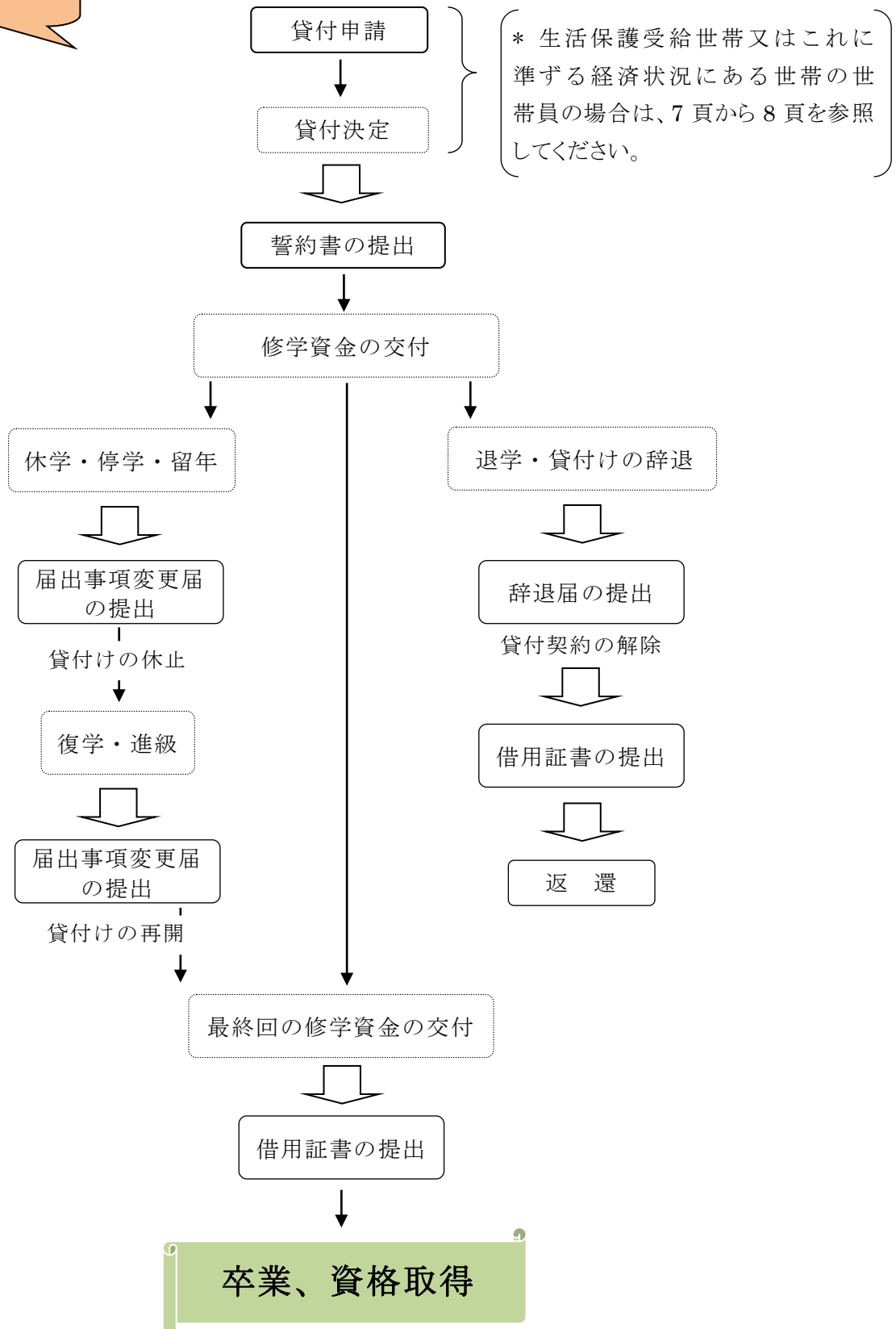
※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」に準ずる。

II 手続き

1 修学資金の貸付けに関する手続

修学資金の貸付けに関する手続及び通知は、在学する養成施設等を通じて行います。

必要な手続



【生活費加算の貸付審査をする場合】

生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯の世帯員の場合

修学資金及び生活費加算の貸付けを受け、養成施設に入学する意思のある場合は、最寄りの福祉事務所と事前に相談の上、貸付申請を行ってください。

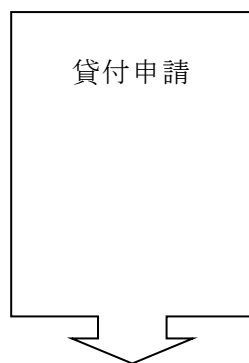
(1) 養成施設入学前に貸付審査をする場合

①	貸付申請	申請者→県社協	本人が県社協へ貸付申請
②	願書提出	申請者→養成施設	本人が養成施設に願書を提出 養成施設の願書提出が、修学資金の貸付け内定通知受理後で構わない場合はこの限りでない
③	貸付予定額の報告及び自立助長の効果に関する意見を依頼	県社協→福祉事務所	県社協が申請者の居住地を所管する福祉事務所に対して貸付予定額の報告及び自立助長の効果に関する意見を依頼
④	意見書の回答	福祉事務所→県社協	福祉事務所が県社協に対して意見を回答
⑤	貸付内定通知	県社協→申請者	県社協が申請者に対して、貸付内定を通知 概ね入試2週間前までに通知
⑥	受験	申請者→養成施設	
⑦	合否の報告	申請者→県社協	養成施設入試の合否について結果を受理後7日以内に、県社協へ報告 (合格通知書を添付すること。)
⑧	貸付決定	県社協→申請者	県社協が貸付決定を申請者へ通知
⑨	誓約書の提出	申請者→県社協	申請者が県社協に対して誓約書を提出(第3号様式)
⑩	貸付可否の報告	県社協→福祉事務所	県社協が福祉事務所に対して、修学資金の貸付可否を報告
⑪	振込日の協議及び伝達	県社協→福祉事務所	県社協が振込日の協議を、福祉事務所と実施
⑫	保護変更日確定及び保護変更決定通知交付	福祉事務所→申請者	福祉事務所が、振込日を確認後、保護変更日確定及び保護変更決定通知を交付
⑬	保護変更決定通知を提出	申請者→県社協	申請者が県社協に対して、保護変更決定通知を提出
⑭	貸付金振込	県社協→申請者	県社協が振込み

(2) 養成施設入学後に貸付審査をする場合

①	貸付申請	申請者→養成施設	本人が養成施設へ貸付申請
②	養成施設内での選考	養成施設→申請者	養成施設が貸付対象者に該当するか審査
③	推薦	養成施設→県社協	養成施設が県社協に対して、修学資金及び生活費加算の貸付けを推薦
④	貸付予定額の報告及び自立助長の効果に関する意見を依頼	県社協→福祉事務所	県社協が申請者の居住地を所管する福祉事務所に対して、貸付予定額の報告及び自立助長の効果に関する意見を依頼
⑤	意見書の回答	福祉事務所→県社協	福祉事務所が県社協に対して、意見を回答 (所要期間2週間確保)
⑥	貸付決定	県社協→養成施設→申請者	県社協が養成施設に対して、貸付決定を通知
⑦	誓約書の提出	申請者→養成施設→県社協	申請者が養成施設を経由し、県社協に対して誓約書を提出(第3号様式)
⑧	貸付可否の報告	県社協→福祉事務所	県社協が福祉事務所に対して、修学資金の貸付可否を報告
⑨	振込日の協議及び伝達	県社協→福祉事務所	県社協が振込日の協議を福祉事務所と実施
⑩	保護変更日確定及び保護変更決定通知交付	福祉事務所→申請者	福祉事務所が、振込日を確認後、保護変更日確定及び保護変更決定通知を交付
⑪	保護変更決定通知を提出	申請者→養成施設→県社協	申請者が養成施設を経由し、県社協に対して、保護変更決定通知を提出
⑫	貸付金振込	県社協→申請者	県社協が振込み

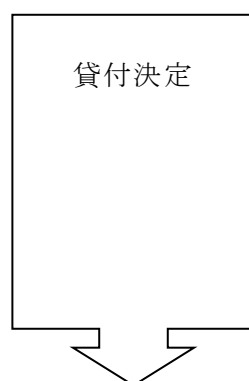
(3) 貸付けの申請から借用証書の提出まで



① 「介護福祉士修学資金等貸付申請書(第1号様式)」に必要事項を記入し、添付書類を添えて養成施設等に提出してください。養成施設等では、申請者から提出された書類に「推薦書(第2号様式)」を添えて県社協に送付します。

※ 添付書類は、16頁の「1 修学資金の貸付けに関する提出書類」をご覧ください。

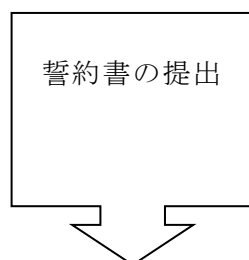
※ 養成施設入学前に貸付審査をする場合(生活保護受給世帯の高校3年生への貸付け)は、9頁から11頁を参照してください。



② 県社協は提出された書類を基に審査を行い、修学資金の貸付けを決定します。

③ 審査の結果は、県社協から養成施設等へ送付し、申請者に通知されます。

④ 貸付けが決定した方には、決定通知と併せ「誓約書(第3号様式)」及び「修学資金振込口座申込(変更)申請書(第4号様式)」を送付します。



⑤ 貸付決定通知を受けてから20日以内に、「誓約書(第3号様式)」、「修学資金振込口座申込(変更)申請書(第4号様式)」に必要事項を記入し、養成施設等に提出してください。

書類は、養成施設等を通じて県社協に送付されます。



⑥ 書類が届くと、県社協は指定された銀行口座に第1回目の月額貸付金と入学準備金を振り込みます。

⑦ 第2回目以降は、4月、10月の年2回、それぞれ6箇月分の月額貸付金を振り込みます。

⑧ 最終回(卒業年度の10月)は、月額貸付金と就職準備金及び国家試験受験対策費用を振り込みます。

※ 休学、停学、留年等をしたとき、修学資金の貸付けを辞退するときは別に手続が必要です。

手続は11頁をご覧ください。

⑨ 最終回の修学資金の振込みが終了すると、県社協は養成施設等を通じて借受人に「修学資金等借用証書(第5号様式)」を送付します。



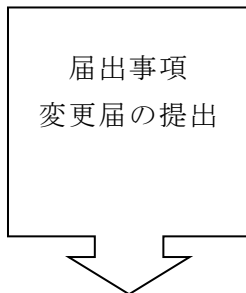
⑩ 借受人は、最終回の修学資金の振込みを受けた日から 20 日以内に、「修学資金等借用証書（第 5 号様式）」に必要事項を記入し、定められた金額の収入印紙を貼付の上、借用証書に押したものと同一印鑑で収入印紙に消印して、養成施設等に提出してください。

書類は、養成施設等を通じて県社協に送付されます。

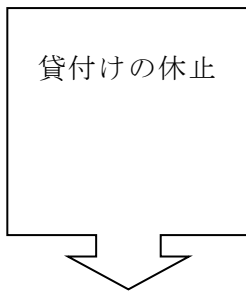
※ 借用証書に貼付する収入印紙の金額は、借用証書に記載されている金額によって、次のとおりとなります。

- ・ 50 万円を超え 100 万円以下の場合 1,000 円
- ・ 100 万円を超え 500 万円以下の場合 2,000 円

(4) 休学したとき、停学の処分を受けたとき又は留年したとき

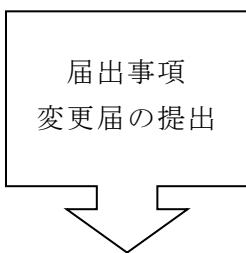


① 休学、停学又は留年したときは、速やかに「届出事項変更届（第 12 号様式）」に必要事項を記入し、養成施設等に提出してください。養成施設等では、提出された書類にその事実を証明する書類を添えて県社協に送付します。



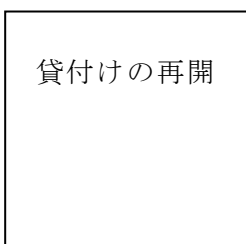
② 県社協は、届け出の理由が継続する期間、修学資金の貸付けを休止します。

※ 貸付けを休止した期間の分として既に貸付けを受けた修学資金がある場合は、その修学資金は、復学又は進級した日の翌月以降の分として貸し付けられたものとします。



③ 復学又は進級したときは、「届出事項変更届（第 12 号様式）」に必要事項を記入し、養成施設等に提出してください。

養成施設等では、申請者から提出された書類にそれを証明する書類を添えて県社協に送付します。



④ 県社協は、復学又は進級した日の翌月の分から修学資金の貸付けを再開します。

※ 貸付けを休止したとき、復学又は進級した日の翌月以降の分として貸付けを受けた修学資金があるときは、その分以降の修学資金から貸付けを再開します。

(5) 貸付けを辞退するとき（退学したときも含む。）

貸付辞退届の
提出

① 退学やその他の理由により修学資金の貸付けを辞退するときは、その事由が生じた日から 20 日以内に、「修学資金等貸付停止・再開・辞退届（第 13 号様式）」に必要事項を記入し、養成施設等に提出してください。

養成施設等では、提出された書類に退学証明書等を添えて県社協に送付します。

※ 退学等により、県社協に届けている住所を変更する場合は、「届出事項変更届（第 12 号様式）」を併せて提出してください。

貸付けの
停止

② 県社協は辞退以後の貸付けを停止し、借受人に「修学資金等借用証書（第 5 号様式）」を送付します。

※ 借受人が辞退後も引き続き養成施設等に在学している場合には、養成施設等を通じて借受人に送付します。

借用証書の
提出
修学資金の
返還等

③ 借受人は、「修学資金等借用証書（第 5 号様式）」に必要事項を記入し、定められた金額の収入印紙を貼付の上、「修学資金等借用証書」に押したものと同一印鑑で収入印紙に消印を押して、県社協に提出してください。

④ 貸し付けた修学資金は返還していただきます。「修学資金等返還計画書（第 6 号様式）」に必要事項を記入の上、「修学資金等借用証書」と併せて提出してください。

なお、辞退後も引き続き養成施設等に在学している者、他種の養成施設等に転学する者は、修学資金返還の猶予を受けることができます。「修学資金等返還計画申請書」に替えて「修学資金等返還猶予申請書（第 9 号様式）」を提出してください。

修学資金の返還猶予については 13 頁を、返還については 14 頁をご覧ください。

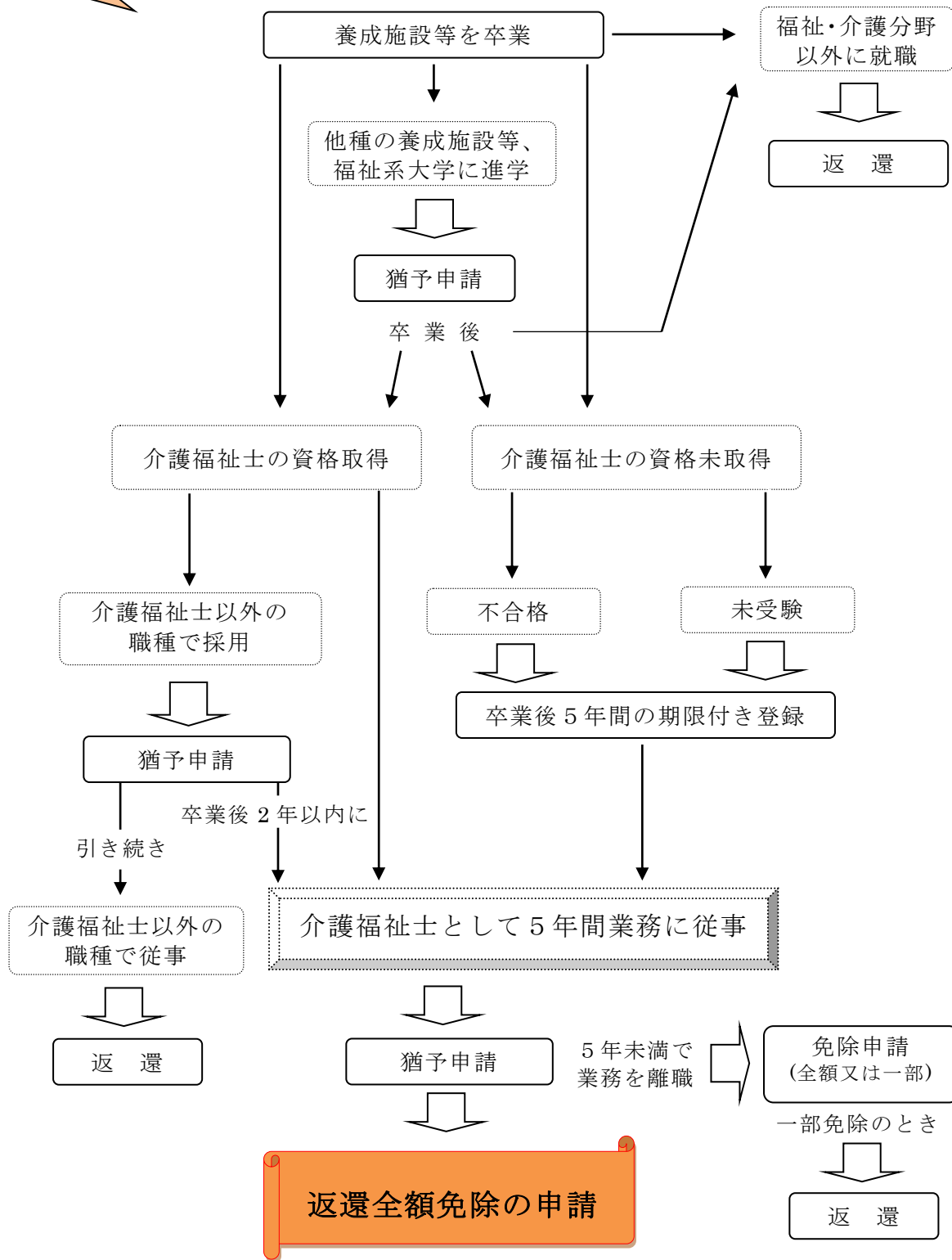
※ 借受人が辞退後も引き続き養成施設等に在学している場合には、養成施設等に提出してください。

書類は、養成施設等を通じて県社協に送付されます。

2 修学資金の返還に関する手続（介護福祉士修学資金貸付申請の29年度～33年度卒業生の場合）

養成施設等を卒業した後、貸付けを受けた修学資金は返還していただくことになりますが、手続を行うことにより、介護福祉士等としてその業務に従事しているとき等は返還の猶予を、引き続き5年間その業務に従事したときは返還の免除を受けることができます。

必要な手続



(1) 修学資金の返還猶予の申請

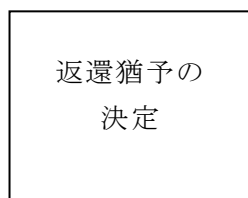


① 養成施設等を卒業した後、介護福祉士等として業務に従事したとき、他種の養成施設等に進学したときなど、修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、その事由が生じた日から 20 日以内に、「修学資金等返還猶予申請書（第 9 号様式）」に必要事項を記入し、添付書類を添えて県社協に提出してください。

※ 返還が猶予されることについては、3 頁の「8 返還の債務の履行猶予」をご覧ください。

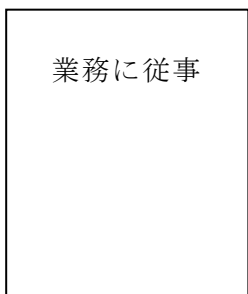
※ 添付書類は、18 頁の「3 修学資金の返還に関する提出書類（1）返還猶予を申請するとき」をご覧ください。

※ 養成施設等に在学中の者は、養成施設等に提出してください。養成施設等では、提出された書類にその事実を証明する書類を添えて県社協に送付します。



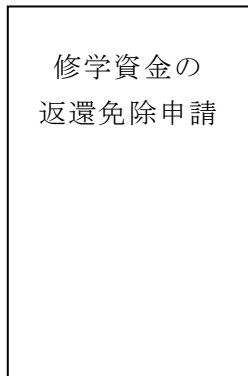
② 県社協は提出された書類を基に審査を行い、その結果を申請者に通知します。

※ 養成施設等に在学中の者には、養成施設等を通じてその結果を通知します。



③ 複数年間にわたって返還猶予を受けた場合、県社協は毎年 1 回就業状況等の確認を行います。

※ 介護福祉士等以外の職種で採用された方が介護福祉士等として業務に従事したとき、又は介護福祉士等の資格を未取得だった方が資格を取得し介護福祉士等の業務に従事したときは、再度、返還猶予申請が必要です。



④ 引き続き 5 年間、介護福祉士等の業務に従事したときは、修学資金の返還が全額免除されます。

手続は 14 頁をご覧ください。

※ 退職等により 5 年未満で介護福祉士等の業務に従事しなくなったときは、修学資金を返還しなければなりません。

手続は 15 頁をご覧ください。ただし、退職等の理由により返還の猶予又は返還の免除ができる場合もありますので、県社協にご相談ください。

(2) 修学資金の返還免除の申請

返還免除
申請書の提出

① 引き続き5年間介護福祉士等の業務に従事したときなど、修学資金の返還の免除を受けようとするときは、その事由が生じた日から20日以内に、「修学資金等返還免除申請書（第8号様式）」に必要事項を記入し、添付書類を添えて県社協に提出してください。

※ 返還が免除されることについては、3頁の「9 返還の債務の免除」をご覧ください。

※ 添付書類は、18頁の「3 修学資金の返還に関する提出書類（3）返還免除の申請をするとき」をご覧ください。

返還免除の
決定

② 県社協は提出された書類を基に審査を行い、その結果を申請者に通知します。

借用証書の
返却
又は
修学資金の
返還

③ 修学資金の返還の債務の全額が免除されたときは、県社協はお預かりしている「修学資金等借用証書」をお返しします。

④ 修学資金の返還の債務の一部が免除されたときは、借受人は借用金額から免除が決定した額を差し引いた金額を返還しなければなりません。

(3) 修学資金の返還

返還計画書の
提出

① 養成施設等を卒業後、介護福祉士等として業務に従事しなかったときなど修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から 20 日以内に、「修学資金等返還計画申請書（第 6 号様式）」に必要事項を記入し、県社協に提出してください。

※ 返還しなければならないときについては、2 頁の「7 修学資金の返還」をご覧ください。

※ 返還期間は、2 年間貸付けを受けたときは 5 年以内、4 年間貸付けを受けたときは 10 年以内 となります。

※ 修学資金の返還例

○ 修学資金 160 万円を 5 年間 60 回の月賦で返還するとき

初回 26,706 円

2 回目以降 月額 26,666 円×59 回

○ 修学資金 280 万円を 10 年間 120 回の月賦で返還するとき

初回 23,373 円

2 回目以降 月額 23,333 円×119 回

修学資金の
返還

② 県社協は返還の開始を借受人及び連帯保証人に通知し、提出された返還計画に基づいた返還金納付書を借受人に送付します。

指定された期日までに金融機関から納入してください。

③ 指定された期日までに返還されなかったときは、年 5% の延滞利子が加算されます。

④ 県社協は修学資金の返還を受けている期間、年 2 回、返還残額を借受人及び連帯保証人にお知らせします。

⑤ 返還方法の変更を受けようとするときは、「修学資金等返還方法変更承認申請書（第 7 号様式）」に必要事項を記入し、県社協に提出してください。

借用証書の
返却

⑥ 修学資金の返還が完了したとき、県社協はお預かりしている「修学資金等借用証書」をお返しします。

Ⅲ 手続きに必要な提出書類の一覧

1 修学資金の貸付けに関する提出書類

事 項	提出書類
貸付けを申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-①） ○推薦書（第2号様式） ○申請者の住民票抄本 ○連帯保証人の住民票抄本 } ※本籍地の記載は必要なし ○介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて（同意書） ○連帯保証人の課税証明書
貸付けが決定したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書（第3号様式） ○修学資金等振込口座申込（変更）申請書（第4号様式）
休学したとき 停学の処分を受けたとき 留年したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○届出事項変更届（第12号様式） ○養成施設等の長が発行する証明書
復学したとき 進級したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○届出事項変更届（第12号様式） ○養成施設等の長が発行する証明書
貸付けを辞退するとき 退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○修学資金等貸付辞退届（第13号様式） ○養成施設等の長が発行する退学証明書等 ○修学資金等貸付停止・再開・辞退届（第12号様式） ※退学したときに提出すること ○修学資金等借用証書（第5号様式） ※既に提出しているときは不要 ○修学資金等返還計画申請書（第6号様式）又は修学資金等返還猶予申請書（第9号様式） ※修学資金を返還するときは返還計画申請書を、猶予申請を行うときは猶予申請書を提出すること ○在学証明書 ※養成施設等に在学中のため猶予申請を行うときに提出すること
修学資金の振込口座を変更するとき	○修学資金等振込口座申込（変更）申請書（第4号様式）
修学資金の交付が終了したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○修学資金等借用証書（第5号様式） ※収入印紙を貼付消印すること
在学中に借受人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○借受人死亡届（第14号様式） ○死亡診断書等又は戸籍抄本（謄本） ○修学資金等借用証書（第5号様式） ※既に提出しているときは不要 ○修学資金等返還計画申請書（第6号様式）

2 生活費加算の貸付けに関する提出書類

事 項	提出書類
貸付けを申請するとき-	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-①） ○推薦書（第2号様式-②）（入学後に申請の場合） ○申請者の住民票抄本 ○連帯保証人の住民票抄本 ○居住地の福祉事務所意見書 ○介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて（同意書） ○学業成績等がわかる書類（高等学校等発行） ○世帯の収入状況がわかる書類（下の（別表）を参照）
養成施設入試の合否がわかったとき	○養成施設が発行した合否がわかる書類
貸付けが決定したとき	○誓約書（第3号様式）
生活保護に係る保護変更決定通知を受理したとき	○保護変更決定通知の写し

（別表）生活費加算に付随する、世帯の経済状況がわかる書類

生活保護世帯の場合	○生活保護受給証明書
生活保護世帯に準ずる世帯の場合（右のいずれか）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税証明書 ○地方税法第323条に基づく市町村民税の減免証明書 ○国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免 ○国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

3 修学資金の返還に関する提出書類

(1) 返還猶予を申請するとき

事 項	提出書類
介護福祉士等として業務に従事したとき	○修学資金等返還猶予申請書（第9号様式） ○業務従事届（第10号様式） ○卒業証書の写し
介護福祉士等の資格取得者が介護福祉士等以外の職種で採用されたとき	○介護福祉士登録証又は社会福祉士登録証の写し
介護福祉士等の資格を取得できなかったとき	○修学資金等返還猶予申請書（第9号様式） ○国家試験受験票の写し ※受験票が届き次第提出すること
在学中又は他の養成施設等に進学したとき	○修学資金等返還猶予申請書（第9号様式） ○在学証明書
災害・疾病等により業務に従事できないとき又は修学資金の返還が難しいとき	○修学資金等返還猶予申請書（第9号様式） ○罹災証明書、診断書又は理由書

(2) 返還猶予の事由に変更があったとき

事 項	提出書類
勤務先（業務従事先）を変更したとき	○届出事項変更届（第12号様式） ○業務従事期間証明書（第11号様式） ※変更前の勤務先で証明を受けたもの ○業務従事届（第10号様式） ※変更後の勤務先で証明を受けたもの
退職・離職等により業務に従事しなくなったとき ※貸付けを受けた期間以上業務に従事したときは、修学資金の返還が一部免除になる場合があります。	○修学資金等返還計画申請書（第6号様式） ○業務従事期間証明書（第11号様式） [免除申請を行うとき] ○修学資金等返還免除申請書（第8号様式） ○業務従事期間証明書（第11号様式）

(3) 返還免除の申請をするとき

事 項	提出書類
引き続き5年間業務に従事したとき（過疎地域の場合は、3年間業務に従事したとき）	○修学資金等返還免除申請書（第8号様式） ○業務従事期間証明書（第11号様式）
業務上の事由により死亡したとき	○修学資金等返還免除申請書（第8号様式） ○借受人死亡届（第14号様式） ○死亡診断書又は戸籍抄本

	○従事先の所属長の証明書
業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	○修学資金等返還免除申請書（第8号様式） ○医師の診断書等 ○従事先の所属長の証明書

(4) 返還するとき

事 項	提出書類
返還しなければならない事由が生じたとき	○修学資金等返還計画申請書（第6号様式）
返還方法を変更するとき	○修学資金等返還方法変更承認申請書（第7号様式）

4 その他の提出書類

事 項	提出書類
借受人の氏名、住所及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先が変更になったとき	○届出事項変更届（第12号様式） ○変更があった人の住民票抄本
連帯保証人を変更するとき	○連帯保証人変更届（第15号様式） ○連帯保証人の住民票抄本